

# 日本と海外の法規制の比較

国	 EU (※1)	 アメリカ (※2)	 オーストラリア (ビクトリア州)(※3)	 日本 (※4)	 韓国
実験者	許認可	(訓練義務)	登録	なし	(要件記載)
実験施設	許認可 (機関単位)	登録	免許	なし	登録
実験計画 (※5)	許認可	あり	あり	なし	あり
繁殖・販売業者	許認可	免許	免許	なし	登録
外部査察	あり	あり	あり	なし	あり
委員会 (※6)	あり	あり	あり	なし	あり
教育・訓練	あり	あり	あり	なし	あり
記録	あり	あり	あり	なし	あり
罰則	あり	あり	あり	なし	あり

作成：NPO法人 地球生物会議(ALIVE)

表は法的拘束力を持つ法規制の有無をまとめたもの。一般に法的拘束力を持つのは、法律や法律を補う規則(政令や省令、Regulation)、その他特別にそれらの中で遵守義務がうたわれた外部の規則等を指す。一般に日本の告示や指針はこれらには当たらない。

- ※1 EUの法規制はEU指令(2010/63/EU)で、加盟国が自国の法律にEU指令の内容を反映させることを求めている。2013年1月1日から適用されているが、加盟国の中ではまだ全ての内容を反映できていない国もあると推察される。
- ※2 研究用に使用されるマウス・ラット・鳥類、食用又は畜産研究用の家畜、冷血動物は動物福祉法の規制対象外。(ただしNIH(米国立衛生研究所)から補助金を受ける機関は全ての生きた脊椎動物の使用について別の法律での規制を受ける。)
- ※3 ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州にも概ね同様の法規性がある。
- ※4 環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や文科・厚労・農水省の「動物実験等の実施に関する基本指針」には、実験計画、委員会、教育訓練、記録等に関する規定があるが、これらは法的拘束力を持たない。
- ※5 EUでは加盟国の所管官庁が実験計画を許認可することを求めている。対してアメリカ、オーストラリア、韓国では機関内委員会が実験計画を審査することを求めている。
- ※6 EUでは国に動物保護委員会の設置、機関内に動物福祉担当組織の設置を求めている。アメリカ、オーストラリア、韓国では機関内のみに委員会を設置することを求めている。委員会の役割は両者でやや異なる。

## 根拠とした法規(いずれも2015年5月時点で最新と思われる情報に拠った。)

### EU

・DIRECTIVE 2010/63/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 September 2010 on the protection of animals used for scientific purposes  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:276:0033:0079:en:PDF>

### アメリカ

・United States Code, 2013 Edition Title 7 - AGRICULTURE CHAPTER 54 - TRANSPORTATION, SALE, AND HANDLING OF CERTAIN ANIMALS (Animal Welfare Act)  
 ・Code of Federal Regulations Title 9 - Animals and Animal Products. CHAPTER I - ANIMAL AND PLANT HEALTH INSPECTION SERVICE, DEPARTMENT OF AGRICULTURE. SUBCHAPTER A—ANIMAL WELFARE (Animal Welfare Regulations)  
<https://awic.nal.usda.gov/government-and-professional-resources/federal-laws/animal-welfare-act>

### オーストラリア ビクトリア州

・Prevention of Cruelty to Animals Act 1986(2014年7月改正版)  
 ・Prevention of Cruelty to Animals Regulations 2008(2014年11月改正版)  
<http://www.depi.vic.gov.au/agriculture-and-food/animal-health-and-welfare/animal-welfare/animal-welfare-legislation/prevention-of-cruelty-to-animals-legislation>  
 ・Australian code for the care and use of animals for scientific purposes(2013年第8版)  
<https://www.nhmrc.gov.au/guidelines-publications/ea28>

### 韓国

・動物保護法(2014年3月改正版)(2015年1月に改正されているが、大きな改正はないと思われる。)  
 ・実験動物法(2013年7月改正版)

